

国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議（第21回）

議事録

1. 日 時：平成 29 年 10 月 2 日（月）11:00～12:00

2. 場 所：国立公文書館 4 階会議室

3. 出席者：

（構成員）

| | |
|------------|--|
| 井上 由里子 | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 |
| 内田 俊一 | 一般財団法人建設業振興基金理事長 |
| <座長> 老川 祥一 | 株式会社読売新聞グループ本社 取締役最高顧問 ・主筆代理・国際担当（The Japan News 主筆） 読売巨人軍 取締役オーナー |
| 齋藤 勝利 | 第一生命保険株式会社特別顧問 |
| 永野 和男 | 聖心女子大学名誉教授（学校法人本部参与） |
| 松岡 資明 | ジャーナリスト |

（オブザーバー）

| | |
|------|-----------------------|
| 尾崎 護 | 公益財団法人矢崎科学技術振興記念財団理事長 |
|------|-----------------------|

（内閣府）

| | |
|--------|----------------|
| 幸田 徳之 | 内閣府審議官 |
| 北崎 秀一 | 内閣府大臣官房長 |
| 田中 愛智朗 | 内閣府大臣官房審議官 |
| 畠山 貴晃 | 内閣府大臣官房公文書管理課長 |

（国立公文書館）

| | |
|-------|----------------|
| 加藤 丈夫 | 独立行政法人国立公文書館長 |
| 福井 仁史 | 独立行政法人国立公文書館理事 |

4. 配布資料

- 資料 1 新たな国立公文書館の建設地の決定について
- 資料 2 平成 30 年度 公文書管理関連予算概算要求等について
- 資料 3 今後の進め方について（案）
- 資料 4 行政文書の管理の見直しの取組について
- 資料 5 最近の取組み、課題（国立公文書館提出資料）

○老川座長 ただいまから、本年度初回、第21回「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」を開会いたします。

7月に事務局の内閣府で人事異動がありまして、幸田内閣府審議官、北崎内閣府大臣官房長が着任しておられます。どうぞよろしく申し上げます。

それでは、早速本日の議題に移ります。最初に議題1、前回開催以降の新たな国立公文書館の建設地を巡る動き、それから議題2の今後の進め方について、事務局の方から御説明をお願いしたいと思います。

○畠山課長 おはようございます。

お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

本年度初回でありますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、資料1から3までをまとめて御説明させていただきたいと思ひます。

資料1「新たな国立公文書館の建設地の決定について」でございますけれども、これは既に今年の4月の話であります、改めて思い返すという意味も込めて、御説明させていただきたいと思ひます。

去る3月に、当調査検討会議で取りまとめたいただいた報告書、それから私どもの方で昨年度行っておりました敷地調査の結果を基に、私どもの方で、「1. 経緯」を書いてございますけれども「衆議院議院運営委員会 新たな国立公文書館に関する小委員会」に、4月4日に政府よりその内容について報告いたしました。

報告の大きな内容といたしましては、まず、調査検討会議で希望される面積としまして4万2,000から5万平米という御結論をいただいております。敷地調査につきましては、4万2,000から5万平米という大きさをつくることは技術的には可能である。一方、敷地に関するいろいろな制約がありまして、かなり地下深いものになってしまう。そういうことから、コスト、工期も相当程度かかるということも含めて御説明させていただきました。

4月4日にその報告をいたしまして、次回開催されました4月13日に、建設地について議決いただいたところでございます。なお、その翌日、衆議院議院運営委員会本体におきましても、同じ議決をいただいたところでございます。

3つ目ですけれども、参議院議院運営委員会の方には4月21日に、建設地を衆議院で議決いただいたということについて報告をしてございます。

「2. 衆・議運委員会及び小委員会における議決内容」でございますけれども、憲政記念館敷地は、新公文書館の建設にふさわしい立地である。また、必要な規模の施設を建設することが技術的に可能であることが認められる。これを踏まえ、憲政記念館敷地を含む国会前庭を、新公文書館と憲政記念館の合築として政府が建設するために使用することを認めるという形でお決めたことということでございます。

ただ、「3. 衆・議運委員会及び小委員会における高木小委員長の御発言」でございますけれども、その際、若干宿題と申しますか、そうしたことをお示しいただいたところでございます。

中身が、1つ目の「○」でございますけれども、政府に対し、まずは衆議院事務局その他関係各所と充分協議をして、既存施設である現北の丸本館及びつくば分館と役割分担を図る具体的・現実的な新たな施設建設の基本計画の検討を進めること。そして、遅くとも本年中には原案を本小委員会に報告の上、平成29年度中を目途に基本計画を策定することを求めるという内容でございます。

趣旨といたしましては、先ほど申し上げましたような規模、機能につきましては、相当程度の工期、工程が必要ということもありますから、北の丸本館あるいはつくば分館との役割分担についてももう一回考えて、まず、その原案を年内に小委員会に示すこと。29年度中に基本計画を策定するということが御発言としてあったところでございます。

2つ目の「○」の立法府の公文書の取り扱い、憲政記念館の在り方等についても、今後、検討してまいりたい。こちらにつきましては、立法府内での検討課題という趣旨で御発言されたと認識しておりまして、これは必ずしも政府に対する宿題ではないのかなと思っ

ているところでございますけれども、そうした御発言が決定の際に行われたところでございます。

資料1及びその下についております関連資料の説明は以上でございます。

続きまして、資料2「平成30年度 公文書管理関連予算概算要求等について」を御説明させていただきますと思います。

まず、平成30年度概算要求額の総額としましては、これは内閣府の公文書管理課及び国立公文書館を合わせた要求額でございますけれども、30億強という予算を要求してございます。これは29年度の予算に比べますと、42%増という要求でございます。

内閣府につきましては①ですけれども、今年度の予算に対して3倍強の4億強の予算、国立公文書館につきましては、今年度予算に比べまして6億円ほど上回る26億900万円という中身でございます。

その主な内容は、ここに書いておりますとおり、内閣府の要求につきましては、新館建設に関する費用が大宗を占めてございまして、具体的には、新公文書館施設整備のための設計費等々、新公文書館をつくっていくための経費を要求しているところでございます。

また、(2)以下は国立公文書館でありますけれども、人員体制の強化ということで合計38名、うち内閣府は1名、公文書館は37名ということで、そこに書いてあるような新館を見据えた調査検討に係る体制強化、人材育成に係る調査検討をした人員体制の強化を要求しているところでございます。

(3)は「明治150年」関連施策でございますけれども、実は来年が明治元年から起算して満150年の年に当たるということでございまして、政府全体として「明治150年」の關係の様々な施策を一体となって行っているところではありますけれども、その大きな柱の一つとしまして、公文書館におきましても、「明治150年」関連の情報の収集とともに、例えば特別展示も開催することを予定してございまして、その關係で7,300万円程度要求してございます。

それから、(4)がNAA所蔵日系企業記録受け入れということで、これは後で加藤館長からも説明があると思いますけれども、オーストラリアが所蔵している日系企業の記録受入の経費の拡充ということで、4,800万円程度の要求をしているということでございます。

なお、次のページ(参考)は、毎年、政府でつくっておりますいわゆる骨太の方針と言われるものです。6月9日に閣議決定をされておりますけれども、その中にも、新たな国立公文書館について取組を推進するということが記載されているということでございます。

以上が資料2でございます。

続きまして、資料3でございますけれども「今後の進め方について(案)」ということで、平成29年度のこれから6カ月間及び若干平成30年度以降、どのように進んでいくのかということについて、改めて御説明させていただきます。

まず、先ほども御説明させていただきましたけれども、基本計画を今年度中はつくっていくことになるのですが、先ほどの高木小委員長の御発言にもありましたけれども、まずは基本計画原案を小委員会に年内に示すというミッションといたしますか、そのようなことが決められているところでございます。

従いまして、この基本計画原案に向けた検討を進めているところでございまして、3館の役割分担を踏まえた新館のボリューム、必要機能の改めでの整理をいたしまして、その上で、工期・工費の試算をし、あるいは憲政記念館との共有も一定あるかもしれませんけれども、そうしたことを盛り込んだ基本計画原案をつくって、国会の小委員会に御報告する。タイミングにつきましては、具体的な国会開催等のスケジュールもいまだ見えていないところでございますので、現時点で何か確定しているわけではありませんけれども、年内ということと、これからの作業の詰め具合を考えると、11月下旬とか12月上旬くらいのタイミングで、この基本計画原案をお示しすることになるかと思っております。

それに当たりましては、この調査検討会議にも御報告させていただきますし、新しい公文書館の関係の議員連盟も開かれているところでございますので、そうしたところでも御報告させていただくことが予定されているところでございます。

11月あるいは12月の基本計画原案が無事終わりますと、12月末には、それをもとに予算案が決められ、それから私どもとしては、年度内に行うこととされている基本計画をつくっていく作業になります。これは原案をブラッシュアップしまして、具体的に設計に進めるような内容の詰めを行っていくということでございまして、これは年度内ということでございますので、それまでのタイミングでまた調査検討会議に御報告あるいは議員連盟、小委員会への報告も想定されるところでございます。

それが今年度中にできると、平成30年度以降は具体的に基本設計(実施設計)と進んでいくことを予定しているところでございます。

以上が資料3でございまして、資料1から3までの説明をまとめてさせていただきました。以上でございます。

○老川座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、皆様方から御質問あるいは御意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

私から一つ伺いますが、この予算案の30億2,000万は、今年度の予算にさらに上乗せして要求されたということですね。

(2) に書いてある人員体制の38名というのは、増員なのですか。それとも現状なのでしょう。

○畠山課長 これはまさに現在の人員に対して38名増の要求をしているということでございます。

○老川座長 これは、来年度一遍にこれだけ増えるのですか。それとも、何年かかかってこれだけにしていくということなのですか。

○畠山課長 要求上は、30年度に是非これだけということ、もちろん査定があるものから、このとおりになるかどうかはまだ現時点ではわかりませんが、私どもとしては当然、何年かにわたって増やしていかないとはいえない中で、30年度としては、可能であればこれだけ獲得したいという思いで要求しているところでございます。

○老川座長 こういう人は、何か資格を持っている人なのですか。それとも、いわゆる職員として採用して、それぞれ専門知識をつけてもらうということなのですか。

○加藤館長 後ほど、人材育成については御報告いたしますけれども、今、専門官、専門員の募集をいたしますと、大体、全国各地の公文書館に勤めている人が多いのですけれども、募集人員に対して4倍から5倍の応募がございます。ですから、恐らく10人と決まれば、4、50人の応募がございます。ただ、もっと幅広く人材育成をしなければならないというのはもっと大きい課題です。これは後ほど御説明いたします。

○老川座長 わかりました。

○松岡委員 先ほど、設計期間が3年間ということ、そうしますと30年度から32年度に設計をして、その後建設ということになりますと、今の見込みとしてはいつごろの完工と考えればいいですか。

○畠山課長 少なくとも、今年の3月の段階で、我々が4万2,000から5万平米といただいたものを前提としまして取りまとめたものが、資料1の関連資料の13ページでございます。

その中で、必要工期試算と書いておまして、あくまでこの場合を前提としたものでありますけれども、9年半程度ということで、設計約3年、取り壊し、山留め、地下掘削・建設、準備期間等々を含めまして、設計を始めてから9年半程度がこの段階の案でございましたけれども、先ほど申し上げましたとおり、改めて必要な規模、機能について精査しているところでございまして、それによってこの数字も、長くなる方向にはならないと思っておりますけれども、短くなる方向には変わり得るものかなと考えてございます。

○松岡委員 半分程度と考えていいのですか。

○畠山課長 いずれにしても、かなり規模が大きなものになりますから、急激に短くなるのは率直に言って難しいかなと思っております、半分というのはなかなか厳しいかなと

いう現時点の見込みでございます。

○老川座長 これからの進め方になるわけですが、この予定で行くと基本計画原案を年内にですね。もう10月に入りましたから、年内というのとあと1カ月半あるかないかということで、その間に我々がやることというのは、A案、B案や、今、お話があったようなこの規模のままなのか、それともそれを修正してどうかするのか。それから、それに伴って北の丸本館、つくば分館をどういう役割にするか。ここら辺を、これから我々が検討することになるのですか。

○畠山課長 私どもの方で考え方を示させていただき、それを御議論いただくということが現在、考えられるところでございます。

○老川座長 要するに、そちらで一応、事務的にお考えになる。要するに我々がこれからやることは、何と何をやるわけですか。

○畠山課長 基本計画の原案という作業を私どもの方で今、考えておりますものですから、もちろんその中で、こういう機能は北の丸本館にあるべき、こういう機能は新館にあるべきということもあろうかと思えますけれども、まずは考え方をお示しさせていただいて、それはこういう正式な場ではないかもしれませんが。あらかじめ各先生をお回りして、その過程の中で、もし様々な御意見をいただけるようでありましたら、それをまた正式な場で御議論いただくこともあろうかと思えますが、まずは私どもの方で考え方を整理させていただいて、お示ししたいと思っております。

○老川座長 ということは、この調査検討会議は1回開くとか2回開くとか、そういう予定はどのようなお考えになっているのですか。

○畠山課長 基本計画原案の策定前には、少なくとも必ず1回は開いていただいた方がいいのかなというのは今、考えているところです。

○老川座長 わかりました。

○松岡委員 確認なのですが、資料1の「3. 衆・議運委員会及び小委員会における高木小委員長の御発言」にあります「北の丸本館及びつくば分館と役割分担」ということは、つまりこの2つとプラス新館の3つで運営していくことは確定したと考えていいのですか。

○畠山課長 そういう衆議院議院運営委員会の小委員長の御意向ですので、それは最大限尊重するというところで、基本的にはそういう形になると認識しております。

○斎藤委員 資料2の「2(2) 国立公文書館等における人員体制の強化」についてですが、国立公文書館への人員はこれでいいとして、公文書管理課への1名の増員というのは随分遠慮なさっているような感じを受けます。

国立公文書館の役割が今後拡大し、また後ほど御説明いただきます「行政文書の管理において採るべき方策について」の中でも、公文書管理課に要請されるお仕事が増えるようなので、私の印象としては、1名というのは若干心もとないのではないかと考えております。

○畠山課長 ありがとうございます。

現在も、公文書管理課はトータルで二十数名という組織でございまして、おっしゃっていただいたように、確かにこれから公文書管理の在り方自体ももう少ししっかりやるという方針の中で、改めて30年度だけではなくて、それ以降も業務量に応じて適切な定員確保には努めていきたいと思っております。

30年度につきましては、当面、緊急的につけないといけないということで1名要求しておりますけれども、業務内容をしっかり見ながら判断していきたいと思っております。

○老川座長 ほかにございますか。御意見等ないようでしたら次の議題に進みます。

○畠山課長 それでは、続きまして資料4「行政文書の管理において採るべき方策について」につきまして、御説明させていただきます。

これの中身につきましては、直接、新しい公文書館の建設とは関係のないものでございまして、考え方といたしましては、行政文書の取り扱いにつきまして、先の通常国会も含め、作成する文書の範囲や正確性の確保、保存の在り方などについて、様々な指摘があったところがございます。こうしたことから、より適正な公文書の管理という観点で、内閣官房で「行政文書の管理の在り方等に関する検討チーム」をつくって検討を進めてまいりましたが、先月9月19日に検討チームとしての取りまとめがなされました。その内容でございます。

趣旨としましては、公文書管理法第4条に文書作成義務が書かれてございまして、文書をしっかりとつくっていくことを求めている規定がございますけれども、その趣旨を徹底する観点から、改めて各府省の統一した考え方をもとに、文書管理の運用を行うという趣旨でございます。

主な内容につきまして、御説明させていただきます。

まず、1ページの「1 行政文書の作成について」の「(1) 作成する文書の範囲について」でございますけれども、ここでは特にアのところでございますが、公文書管理法第4条の趣旨を徹底する観点から、行政機関内部の打合せあるいは行政機関外部の者との折衝等を含む事項につきまして、政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せの記録について、文書を作成することとするということを明記したものでございます。

これにつきましては、これまで必ずしもこうした形で統一的な記載がなされていなかったこともありまして、どの段階の文書、記録を記載するかについて、必ずしも統一がなされていなかったこともありまして、行政機関の内部の打合せあるいは行政機関の外部の方との打合せにおきまして、いわば節目となるような、その打合せ等をきっかけとしまして、何らかの方針が変わったというものがあれば、それはしっかりと記録をとって、文書を作成するということを改めてルール化したものでございます。

続きまして、2ページ目の「(2) 行政文書の正確性確保について」でございます。アでございますけれども、正確性確保という観点から、そのつくったものについては、原則として複数の担当職員による確認を経る。その上で、これは各府省の課長級でございます

けれども、文書管理者が確認をするということを書いております。

もちろん、その作成に関してより高い部局長等から指示があった場合は、その指示を行った者の確認も経るということでございます。

イでございますけれども、外部の者との打合せの記録についてということでもありますけれども、まず、作成する行政機関の出席者による確認を経ることともに、可能な限り、相手方の発言部分等についても、相手方の確認等により正確性確保を期するということですが、相手方発言部分について記録を確定しがたい場合もあろうかと思っておりますので、その場合は、そういう記録であることを判別できるように記載するということを定めているものでございます。

その下の（３）につきましては、ア、イともにその文書、様々なレベルで内容が更新されていくということがありますけれども、どの段階の文書であるのかをわかりやすく示すということを書いたものでございます。

２ページ目の下から３ページ目にかけて、行政文書の保存という観点ですけれども、特に３ページの（２）の電子文書の保存につきまして、これは、これまで必ずしも電子文書ということを意識した決まり事が明確ではなかったところもありましたから、改めてルールをつくりまして、例えばアでは、行政文書に該当する電子文書については文書管理者による確認の上、共用の保存場所に保存する。

あるいは、それと対をなす観点かもしれませんけれども、エでは個人的な執務の参考資料等については、当該職員のみがアクセス可能な個人フォルダに置くことを徹底する。あるいは、オのところ電子メールについての取り扱いをしたことを記載しているところがございます。

３ページの下「３ 文書管理体制の充実について」ということで、先ほど申し上げましたとおり文書管理者、課長級が、行政文書の作成や保存に当たって責任をこれまで以上に強く持つことになっておりますから、それを助ける役目としまして、例えばその下の補佐級を想定しておりますけれども、（１）で文書管理担当者という役職をつくっていくようなこと。あるいは３ページから４ページ目にかけてでございますけれども、公文書管理法やこの決定事項について、しっかりと通知を行って、研修等を実施する。あるいはエですけれども、点検を定期的実施する。こうしたことも定められているところでございます。

なお、この内容につきましては、９月19日に当該検討チームで決定いたしまして、各府省に、できるだけ速やかに実施してもらいたいと考えているものですから、９月20日に公文書管理委員会に御報告いたしましたけれども、その翌日、21日付で内閣府の事務次官から各府省の事務次官に対して、周知徹底、早期実施を求める通知を行っているところでございます。以上、資料４についての御説明であります。

○老川座長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、皆様方から御質問、御意見がございましたら御遠慮な

くお願いいたします。

この問題は、公文書管理委員会あるいは内閣の方もその御担当ということで、我々はそういうものを経て、公文書館に移管されてくる文書の保存、展示といったことを主として任務としているわけなので、この文書管理そのものの在り方については、我々が口を出す筋ではないけれども、ただ、いずれにしても公文書が、それ自体は行政あるいは立法も含めて、国民の共有財産として政策決定プロセス、民主主義の基本的な前提という形で、文書の記録というものをしっかり保存していくことを考えると、やはり文書管理をしっかりやってもらいたいということは当会議としても共通の認識ではないかと思えます。

そういう意味で、書かれていることは、基本的にはそのとおりでと思うけれども、何となく、記録はなかったことにしてしまおうという誤解を招くようなことはないように、そこら辺はしっかりやっていっていただきたいという希望だけここで述べさせていただきますと思います。

○尾崎オブ 今の文書管理の研修というのは、各府省ベースでやっているのですか。それとも、人事院などでまとめてやっているのでしょうか。

○畠山課長 基本的には各府省単位でやってございまして、公文書館主催の研修などでは、どちらかという公文書管理の担当、自分たちがその仕事をやっている人たちに対する研修はやってございますけれども、公文書管理の担当ではない一般の公務員に対する研修は、基本的には各府省でやっているということでもあります。

我々もそうした中で、公文書管理マインドといいますか、そうしたことを徹底させていくにはどうすればいいかということをいろいろ考えていまして、例えばサテライト研修みたいなもので、遠隔地にいる人に対しても、各府省が実際に研修をやろうとしている中で、これまでは講師を各府省でやっていたのを、我々は東京にいながら説明していくとかして、地方の方々にもそういうことを理解していただくとか、そういうことも今後やっていかなければいけないなと思っているところでございます。

○尾崎オブ 各府省別でやっていて、大体同じように揃うのですか。

非常に熱心な省庁もあると思うし、全然興味のないようなところもあるのではないですか。

○畠山課長 正直に申し上げますと、恐らくそうしたことが今回の不統一といいますか、各行政機関で公文書管理の運用で必ずしも統一がとれていなかったことの原因の一つでもあろうかと思うものですから、先ほども御指摘いただいているのですけれども、なかなか我々の人数もそんなに多くない中で、各行政機関一人一人までどのようにやっていけばいいのかというのは難しいところではありますが、いろいろな知恵を出しながら、できるだけ基本的なことについてはみんなわかっているよというぐらいのレベルにはしていくための工夫はいろいろしてまいりたく、お知恵も借りながら進めていきたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

○老川座長 こういうことは、いわゆる人事院の公務員研修にはないのですか。

○畠山課長 人事院の研修の中には、例えば採用されたときの研修とかにも、それほど入っていないかと記憶しております。

○老川座長 こちらは内閣府だから、内閣府としてしっかりやってもらうことは当然なのだけれども、公務員全体ということを考えると、いろいろなレベルの研修の機会があると思うのですが、そういうところでも公務員の基本的なモラルとして、公務の在り方に関わる話なので、そういうところでもやっていただけるといいと思います。人事院は独立機関だから、どこがどのように言ったらいいのかわからないけれども、そこら辺も人事院の方に検討してもらえないだろうかと思います。

○畠山課長 受けとめさせていただいて、よく整理したいと思います。

○老川座長 それでは、他にないようでしたら、続きまして議題4、国立公文書館から最近の取組み、課題について御説明をいただきたいと思います。

○加藤館長 それでは、私から、資料5によりまして、最近の国立公文書館の取組みと、今、抱えている課題について御報告をさせていただきます。

「1. 最近の取組み」は、この調査検討会議でこれまでにいろいろ御指摘もいただいたし御提言もいただいた、特に国立公文書館の機能強化の問題について、現場サイドでできることについて、重点的に先行してでも取り組もうということで今、進めているところでございます。

ここにございますように、今、重点的に取り組んでおりますのは、一つは展示の充実を含めた利用の促進、それから先ほど来、話題になっております人材育成への取組、3番目は、歴史公文書等の内容を補強、補完する意味での資料の積極収集、それから海外との様々な面での国際交流の4点が今、重点的に取り組んでいる課題でございます。

2ページ目の参考資料は、もう御存じのとおりですから省略いたしまして、3ページ目の「(1) 利用促進」の中の展示とデジタルアーカイブについて御説明いたします。

展示については、平成29年度も、更に展示内容を充実して、関連イベントも工夫してまいりました。ここにあります「誕生 日本国憲法」は、今年が憲法施行70周年の記念の年に当たりますので、春の特別展として開催いたしました。特に、憲法の成立に力を尽くした金森徳次郎の業績を中心に展示をいたしましたけれども、これは大変な盛況でございまして、1カ月の開催期間中に約2万人の方が来館されました。

また、このときにつくりました図録も大変売れ行きがよくて、期間途中で全部売り切れまして、増刷して、御希望の方にお送りするというところでございました。

その隣にありますのが、夏休みに行いました「ふしぎなふしぎな百人一首」という子供向けの企画展でございます。去年は、子供向けに「ようこそ地獄たのしい地獄」というのが大変成功しましたが、夏休みは子供向けだということで、今年は、百人一首を取り上げて展示をいたしましたけれども、これは約1カ月半の会期中に子供を中心に約6,000人の来館者がありました。珍しく当館に子供のにぎやかな声が響いたというような展示でございました。

右側にございますのが、今週の土曜日から開催いたします「日本とデンマーク—文書でたどる交流の歴史」特別展でございます。これはお手元にもチラシをお配りしてありますけれども、今年が日本とデンマークの外交関係樹立150周年の記念年となりますので、1年間、いろいろな行事があったわけですが、ここでその締めくくりの意味も含めて特別展を開催しようということにしております。

主な展示物といたしましては、そこにございますように、150年前に日本とデンマークで結んだ外交関係の条約の原本を展示することになっております。日本側は、第15代将軍の徳川慶喜がサインしておりますけれども、実は日本側の原本は、関東大震災で焼失してしましまして、原本はデンマーク側だけにあったのですけれども、デンマークが、この記念年を機に、原本に対して精巧な複製物をつくらうということで、昨年、複製物をつくっていただきました。これを日本に贈呈していただきましたので、今度の展示会では、デンマーク側の原本と日本が受け取った精巧な複製物を合わせて展示することになっております。

ちなみに、この複製物を作成したのは日本の大日本印刷でございまして、世界最高の複製技術を持っているということで指名されたようです。

チラシの裏に、主な展示の内容がございしますが、ここでは童話のアンデルセンの自筆の手紙ですとか、下に、明治の初めに日本に駐在していたデンマークのビジネスマンが収集した大判小判の実物とか、これはデンマークでももうお宝になっているそうですけれども、これをお借りしてきて、いろいろなものと組み合わせて展示をすることになっております。

実は10月10日に、本日の調査検討会議のこの場所で、デンマークの方々や本展示会に御協力いただいた皆様をお招きして、簡単なレセプションを開催します。展示を御覧になった後で、ここで交流をいただくことになっております。調査検討会議の先生の皆様には、御都合がつく限り是非御出席いただきたいと思いますと思っております。

それから、デジタルアーカイブにつきましては、4ページ目にございますけれども、現在、国立公文書館の所蔵資料のデジタル化は、何度も御報告しておりますが、約142万冊のうちの15%、約21万冊分まで実施し、デジタルアーカイブで提供しております。今まで年間約3万冊だったのですけれども、平成29年度は頑張って少し増やしまして、約4万冊にいたしました。

なお、現実には、年間約2万冊から2万5,000冊、各府省庁等から移管されてまいりますので、純増はそんなに多くないのですけれども、例年の3割増くらいのペースでデジタル化を進めております。

もう一つは、アジア歴史資料センターのデジタルアーカイブですが、これまでに大体、戦前の資料のデジタル化は終了いたしました。約3,000万画像を国内外に発信しておりますけれども、戦後70年を機に、戦後の記録についてもアジア歴史資料センターで提供しようということで、目標を1972年頃、沖縄返還、中国との国交回復の時期まで期間を延長して資料を提供しようということで、今、取り組み始めているところでございます。

ホームページの充実等がございますけれども、5ページに、近年の利用者数の推移とい

うグラフがございます。実は、2012年はこちらが耐震工事にかかっていた時期で、大きな展示会を中止していた時期ですので、当然、来館者は少なくなっておりますけれども、今、御紹介したような様々な取組が、だんだん効果を発揮してまいりまして、2013年、2014年は来館者、デジタルアーカイブの利用者が順調に伸びているということでございます。

棒グラフの中で、青い縦棒が展示の来館者数でございますけれども、ここに御覧いただきますように、展示の来館者が約4万から5万人くらい。それから、オレンジの線で示してありますが、見学者は2,000人くらいで、これも徐々に増えているということでございます。それから、閲覧のために来館される方が大体年間5,000人弱。これくらいのペースでございまして、棒グラフを御覧いただきますと、確実に伸びていることがお分かりいただけると思います。

それから、所蔵資料の15%をデジタル化し提供していると申しましたデジタルアーカイブの利用者は上の紫色の折れ線グラフで示してありますけれども、これも御覧のように、順調に利用者が伸びております。それから、最近取り組みましたことで、下の青い直線のグラフですけれども、Twitterフォロワーでございます。これは調査検討会議でも、フェイスブックやTwitterでもっと知らせたらどうかというのは御提案がありまして、私どもで今、Twitterで館の様子とかイベントの情報をお知らせしていますけれども、やはりフォロワーが急速に増えており、米国のトランプ大統領も利用するわけだなということを改めて感じております。これはこれからますます増えてくると思います。

次の6ページに参りまして「(2)人材育成」は、先ほどお話にありましたとおりですけれども、調査検討会議の御提言でも、人材育成は国立公文書館だけの問題ではない。全国の大学、研究機関総じて人材不足なので、これの増強に積極的に取り組むべしという御提言がありました。

人材育成についてはいろいろな取組があると思いますけれども、私どもといたしましては、まずは現在のアーキビストが職業としての専門家として認知されていないといひましようか、図書館における司書とか、美術館・博物館における学芸員のような、職業としての専門性が必ずしもしっかり認められていないということで、改めて、アーキビストとはどのような職業なのか、何をする人なのか、それをするのに必要な能力要件は何かということを明確にしようという取組から始めております。

これまでに、大学、学会、全国の公文書館等の関係者と相談をいたしまして、まずはアーキビストの職務基準書を作成しよう。この職務基準書を全国のアーカイブズ関係機関の共通資料として、大学の教育とか、様々な研修の基礎資料として使おう。この職務基準書に書かれているものをマスターした人については、一定の認証制度に結びつけて、アーキビストとしての公的に認知された資格制度に結びつけていこうということで始めております。

実はこれは大変な作業でございまして、今、この公文書館で担当を決めて推進しておりますけれども、幸いなことに大学、学会、全国の公文書館等関係者の方々からは、これは

是非力を合わせてやろうよという協力をいただいていますので、私どもでは、年内にアーキビストとは何かという職務基準書を作成して、全国に展開して使っていただく。1、2年は試行期間があると思いますけれども、そういう展開をしたいというところまでこぎつけてまいりました。これが人材育成の取組でございます。

2つ目は、研修の充実ですが、先ほど御指摘がありましたように、当館でも研修に力を入れていますが、研修には2種類ございまして、一つは、公文書管理研修と言い、現役の各府省庁の現用文書を扱っている方たちに対する研修でございます。

それから、アーカイブズ研修というのが、全国の公文書館等で主として非現用文書を取り扱っている方たちに対する研修でございます。このところ、アーカイブズ研修にしても公文書管理研修にしても、参加者が非常に増えておりまして、1年間に1,200人ほどの参加者がございます。どちらの研修もⅠ、Ⅱ、Ⅲの3段階に分かれていまして、Ⅰ、Ⅱ級が初級、中級の入門編、Ⅲ級が上級編で、アーカイブズ研修Ⅲを通過いたしますと一人前のアーキビスト、プロとして認められるアーキビストということなのです。

今、参加者が増えていると言いましたのは、実は初級、中級のレベルでございまして、まずは公文書管理法を学び、公文書管理の実務についての知識を得たいということで、これは非常に皆さん熱心なのです。ただ、本当のアーキビストのプロになるという研修Ⅲは、実は参加者ががくと減る。昨年は、実は研修Ⅲに参加した人は6名だったのです。ちょっと少な過ぎるなということで、今年はやり方を変えまして、大体研修Ⅲというのは3週間程度のかなり専門的な講座を連続してやることになっておりますので、3週間も時間を空けられないという人には、複数年で単位を取得してよいと。それから、講義も必修と選択に分けて、それぞれの人が自分の専門に合わせたものをやりやすいということで、研修Ⅲのやり方を変えましたところ、各公文書館でこれならばやれそうだということで、今年の研修参加者は23名まで増えました。昨年の6名からですから、かなり専門家の育成に対する意欲が伝わってきたなという感じです。今、この研修Ⅲを実施中でございます。以上が人材育成の問題です。

7ページ目にまいりまして、資料の積極収集ですけれども、これも調査検討会議で御指摘があったもので、歴史公文書等の移管を受けて保存し、利用に供するだけではなくて、歴史公文書等を補強する意味で、その周辺資料を積極的に収集しなさい。これに取り組んだらどうかという御提言がありました。これに合わせて、当館では「歴史資料等の積極収集に関する検討会議」を開催いたしまして、外部の有識者、東京女子大学の黒沢文貴教授を座長に、東京大学の五百旗頭薫教授ですとか慶應義塾大学の細谷雄一教授に御参加いただいて、資料の積極収集についてどう取り組むかについての検討を進めてまいりました。

大体、案がまとまりまして、今年度からその具体化に取りかかり始めているところでございます。資料の積極収集といいましても、やみくもに集めるわけにもいきませんので、今、申しあげました先生たちのお知恵を借りまして、大体どのようなテーマについて集めようかというアイテム、メルクマールと呼んでいますけれども、これを12項目に整理いた

しました。ここにありますように、文明開化の問題ですとか大日本帝国憲法の制定の過程とか政党政治の展開とか男女共同参画社会とか、このテーマごとに資料を集めていこうということを取り組みを始めております。

この中には、当然のことながらオーラル・ヒストリーの問題がございまして、オーラル・ヒストリーは私どもはやったことがないのですけれども、この積極収集の重要なアイテムとしてオーラル・ヒストリーの充実にも取り組んでまいりたいと思っています。

まず、29年度に試行的に取り組みますのはパイロット事業でございまして、別の機関が保存している資料の中で、既にデジタル化されたもの、あるいは我々が原本をデジタル化したものを公開させていただけるといいなと思うものについて、それぞれの関係機関とお話をいたしまして、まずは三井文庫が所蔵している資料の一部について、デジタル化するというので今、相談を進めているところでございます。

この積極収集については、先ほど人員増の話もございましたけれども、人手もかかりますしお金もかかる仕事ですけれども、これは国立公文書館の新しい事業として、新館建設までにしっかりとした方向をつけていきたいと思っています。これが資料の積極収集でございます。

最後に「(4) 国際交流等」でございまして。これも前に御説明したことがありますが、今、様々な国から、日本の国立公文書館と協力をしたい、提携をしたいという話がたくさん舞い込んできております。当館の体制から言うと恥ずかしいところもあるのですけれども、お話があったところについては積極的に受けようということを進めております。

今、具体化しつつありますのは、1番目にありますオーストラリア国立公文書館が所蔵しております日系企業の記録でございます。これは、太平洋戦争開始前に日本の企業がオーストラリアで様々な企業活動をしておりましてけれども、1941年12月8日の太平洋戦争勃発と同時に、一瞬にして事業がストップさせられた。そこで、使っていた企業の資料は全部オーストラリア政府に接收されて、社員は強制送還されたわけですけれども、オーストラリア政府は、この接收した資料を70年間、国立公文書館に移して大切に保存してくれていたのです。2年前ですけれども、私のところに先方の国立公文書館長から、戦後70年を記念して、彼らが保存していた資料を日本に返したいという話がありまして、早速見に行ったのです。ここに写真がございまして、三菱商事、三井物産等々有力企業の企業記録が段ボールの箱で約3,300箱、書架の長さにして約800メートル相当がございました。

せっかくのお話ですので、これは一括して国立公文書館で、国の戦前の産業記録としてお受けしようということで準備を進めてまいりまして、今月末、オーストラリアを立ちまして、飛行機で日本に到着することになっております。

まずは、民間の倉庫に一旦預かりまして、そして、つくば分館で収容して利用に供したいと思っておりますけれども、そういうことで準備を進めています。向こうでも、来月に贈呈に向けた儀式がございましてけれども、日本では来年の春に、これは単に公文書館同士の話ではなくて、日豪の国レベルの親善の証としてのイベントをやりたいということで、先方の

政府も乗り気で、準備をしているところでございます。

実はこれに関しては、単にあつたからもらうよということではありませんで、この10年ほど、学習院大学の安藤正人元教授を中心にして、この資料について、オーストラリアに出向いて地道な調査をしてきたのです。そのことで、保存状態もよくなっていますし、それから目録についてもかなり安藤元教授チームのおかげで整備が進んでいた。そういう点で、私どもの受入れがしやすくなったということがございます。これが最近の大きなイベントでございまして、大量の資料の受入れは初めてなのですけれども、これに取り組みます。

最後のページですけれども、方々からいろいろな協力要請があるということですのでけれども、最近、特に熱心なのはベトナムでございまして、ベトナムは、去年からいろいろな国際会議の度に先方の館長から、日本の国立公文書館と相互協力の協定を結びたいという話でございました。大体、機が熟しましたので、9月10日から私がベトナムに参りまして、先方の国立公文書館長と相互協力の覚書に署名をいたしました。

署名といいましても、そんなに具体的なことはなくて、むしろベトナムとしては、日本の持っているデジタル化の技術、それから特に修復技術について学びたい。それに関連した人材交流を積極的に進めたいという御希望でございまして、それに対しては積極的にやりましょうというお話をいたしました。

おまけもございまして、署名式が済んだ後、急に内務省に来いと言われてまして行きましたら、内務大臣が待ち構えておりまして、9ページ目にありますような会談があつたのですけれども、実は来年、日本とベトナムの国交回復の45周年の記念の年に当たる。この45周年の足取りについて、日本とベトナムでの特別展を東京で開催したいのだと。方々でいろいろな話があるものだなと思いましたが、大臣から直接の要請がございました。

ただ、我々としては、来年は「明治150年」の様々な行事がございますので、特別展は無理かもしれないという話をしましたところ、デジタル化された資料の相互展示だったら、場所もとらないいいのではないかと、かなり具体的に考えた御提案がございました。そういう可能性については協力しよう。特に人材交流については、これからもやろうというような相談をいたしました。同じような話が昨年、モンゴルとかインドネシアとかいわゆる発展途上国から日本に対する期待がかなりございまして、我々の力の範囲の問題ですけれども、これについては一つ一つ丁寧に対応してまいりたいと思っています。最近の活動は以上です。

あとは最後のページにこれからの課題が書いてございますが、これはもう御承知のとおりのこととございまして、新館の建設に向けて、建物ができるまでにまずはそれにふさわしい中身を、我々としてできるだけ整えておきたい。今は精いっぱいのところとやっておりますけれども、その準備をあわせて進めていきたいということとでございます。以上でございます。

○老川座長 ありがとうございます。何か御質問、御意見はございますでしょうか。

○井上委員 大変素晴らしい取り組みを進めていらっしゃるということで、期待しております。

先ほどから出ておりました人員体制の強化、人材育成とも関連するのですが、来年度から、内閣府の1名も入れて38名の増を概算要求でされているということでございます。純増のポストをとるのがなかなか難しいのではないかと思います。国立公文書館の役割が大きくなっていくに従って、それを支える人材がいなくてどうにもならないという問題があります。

一つ考えられますのは、大学との連携強化だろうと思います。大学の中でも行政学、政治学のような公共政策関係、歴史学、図書館情報学・アーカイブ関連の専門領域では、若手の研究者などもいると思います。クロスアポイントメントで大学の若手の研究者が国立公文書館の専門研究員のような形で入る形にすると、若手研究者にとってキャリアを積むステップになります。国立公文書館も将来のアーキビストを育成することにも繋がると思っております。

○加藤館長 後者の大学との連携につきましては、今、公文書管理についての講座を持って積極的に取り組んでいるのは大学として、学習院大学等があげられますけれども、私どもは学習院等の大学の学生のインターンシップを受け入れていまして、講座の中で、我々の公文書館で実務を勉強する。このインターンシップを少し積極的に取り入れていきたいと思っています。

それから、人材育成の問題ですが、これは38名という話ですけれども、もう御承知のとおり、公務員の定員枠を増やすことは大変難しい仕事でございますが、専門官は公務員ですけれども、いわゆる非正規職員、専門員は、予算さえいただければ我々の裁量の中で多少の自由がきいて採用ができますので、定員枠の中の専門官、それから定員外の専門員の採用を組み合わせながら増強を図っていきたいと思っています。

○内田委員 これまでの館長の御説明で、全ての分野に大変意欲的かつ大胆で、戦略的に取り組み成果を得ているということで、大変敬服致しました。

特に大事なことだと思ったのは、職務基準書をつくるということ。それも年内にできるということで期待をしたいと思います。本日たまたま朝のNHKを見ておりましたら、日本科学未来館の科学コミュニケーターという人たちの紹介をされていました。科学という世界と小学生がコミュニケーションをとれるようにサポートしようという人材ということです。これはアーキビストの仕事なのかどうかよくわかりませんが、いろいろな階層、いろいろな国民と公文書の世界との間でしっかりとコミュニケーションがとれるようにサポートすることはとても重要だと思います。もしアーキビストの仕事であれば、職務基準書にそういうことも入れていただきたいし、アーキビストでないのであれば、そういう人材の育成を検討してみて頂いたらいいのかなと考えます。

○加藤館長 ありがとうございます。

○斎藤委員 アーキビストについてスポットライトをかなり当てていただいて、大変有意

義なことだと思っています。

これは興味本位の質問なのですが、例えばキュレーターは学芸員という日本語があって、ライブラリアンは司書。アーキビストというのは、対応する日本語はあるのでしょうか。

○加藤館長 実はないのです。

今は外務大臣ですが、元公文書管理担当大臣の河野太郎先生からは、日本語をつくるというのではないかと、公募でやるのはどうかというお話があったのです。ただ、アーキビストの日本語は探しましてもなかなか難しいのです。今、学会とか大学とか各公文書館の関係者とどうしようかと相談をしていますけれども、関係者からは、アーキビストはアーキビストでいいのではないかと。関係者の間では、もう日本語としてかなり定着しているから、それでいかにいかないかというのが今の大勢の意見ですが、これからはもう少し詰めます。

○永野委員 人材育成のところで、今の焦点はアーキビストの専門養成。この会議でも出ていましたけれども、要するに、各企業の中で文書を管理したり、大切にしないとイケないとか、そういうマインドも非常に重要ではないかと思うのです。

先ほど、公的な資格制度を視野にというのは、医者や看護師、ある程度、職業としての資格というイメージかもしれませんが、むしろ国民に向かって何か検定制度とか認定制度みたいなものを考えて、かなり幅広い文書管理意識みたいなものを発していくようなアプローチが要るのではないかと思います。

○加藤館長 実は今、ビジネスアーカイブはかなり盛んになってまいりまして、企業におけるアーカイブ活動は盛んになっています。

これをつくろうと言っていたときには、ビジネスアーカイブサイドからも、俺たちも入れろ、俺たちが使える基準書もつくれという話が出ているのですが、実は余り手広くやりますと、職務基準書の内容がどんどん抽象的になってしまって、使いにくいものになる。

今は、まずは公的機関の職務基準書からスタートして、その中で、ビジネスアーカイブで使える部分は使ってくださいというところで行こうかなと思っています。

○老川座長 この問題は、公文書館だけの問題ではなくて、公文書管理全体に関わる話だと思うので、内閣府におかれても、今後のいろいろな機会に検討していただければと思います。

それでは、大分時間を過ぎましたので、本日の会議は閉会とさせていただきます。

次回開催日程、内容等については、事務局の方から御説明ください。

○畠山課長 まだ具体的には決まっておられませんけれども、また改めて御連絡させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

○老川座長 本日はどうもありがとうございました。